

歴史観光資源のプロモーション等業務委託 仕様書

1 業務名

歴史観光資源のプロモーション等業務

2 業務の目的

本業務の目的は以下のとおりである。

令和8年放送予定の大河ドラマを契機として、和歌山市の歴史的観光資源、特に戦国期に関連する独自の資源を映像コンテンツとして発信する。これにより、大河ドラマ視聴者や歴史ファンをはじめ多様な層に本市の魅力を伝え、その発信を通じて誘客促進に貢献する。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容の概要

(1) 映像コンテンツの作成

本市の戦国期に関連する歴史的観光資源を活用し、和歌山市が大河ドラマとゆかりのある地であることを伝える動画を制作する。映像は、歴史ファンに向けた史実的魅力を伝えるとともに、観光客が実際に訪れた際に体験できる要素を組み込む。

具体的には、以下の史実的内容を含む。(歴史的資料に基づくこと)

- ・秀吉・秀長の兄弟像及び雑賀衆と織田信長が活躍した時代の背景
- ・第一次紀州征伐(信長による)に関すること
- ・第二次紀州征伐(秀吉・秀長による)に関すること
- ・和歌山城築城に関すること
- ・現地レポート(戦国ゆかりの地を歩き、観光体験の魅力を伝える)
- ・その他、和歌山市と秀吉・秀長兄弟との関係性が確認できることに関すること

(2) 映像の表現手法

動画制作にあたっては、以下の観点を踏まえ、創造的かつ独自性のある表現手法を用いることにより、映像の魅力とプロモーション効果の最大化を図ること。

- ・映像構成や演出において、独創的なアイデアを反映させ、視聴者の印象に残る表現とすること。
- ・CG、アニメーション、VFX等の技術を効果的に活用し、映像の表現力を高めること。
- ・ドラマティックな再現映像、著名人・インフルエンサーの出演、ナレーションなどを適切に取り入れ、感情移入を促すストーリーテリングを実現すること。
- ・撮影地の魅力や歴史・文化的背景を効果的に盛り込み、地域固有の価値を際立たせ

ること。

- ・字幕やテロップは、日本語、英語に対応するものとし、英語の翻訳については受託者が作成したものについて、編集ができる段階で委託者に内容の確認を行うこと。

(3) 成果物

- ・市公式 YouTube チャンネルに掲載する動画×1本（10～15分程度）
※YouTube の Web サイト上で再生可能な規格とし、日本語、英語それぞれに対応した動画（各1本）
- ・Instagram 等で使用できるショート動画×複数本
※Instagram 等、SNS 上で再生可能な規格とし、日本語、英語それぞれに対応した動画（各1本以上の複数本）
- ・動画データを CD-ROM 当に書き込みしたもの2部
- ・サムネイル画像（動画コンテンツに応じたサムネイルを制作すること。報道提供資料に使用するもので、JPEG 及び PDF 形式で、別途市が指定する規格とする。

(4) SNS 等でのプロモーション

制作された動画は、以下の方法で国内外へのプロモーションを実施する。

- ・YouTube 及び Instagram 等 SNS での情報発信
- ・その他、独自のプロモーションによる動画の拡散

(5) SNS 等でのプロモーションの成果（KPI）等

KPI の設定及び測定を行う。

動画作成及びプロモーションが期間内に滞りなく実施ができるよう、作業スケジュールを作成すること。

(6) 著作権等

納品された成果物（動画・委託業務に関する規格提案書等）の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、すべて委託者に譲渡するものとする。

動画の著作権は和歌山市に帰属し、市公式アカウントに原本を保存する。また、著作者人格権を本市に対して一切行使しないものとする。

5 業務内容の詳細

本業務の目的や経緯を十分に把握し、上記事業内容を基に以下の業務を実施する。

(1) 映像コンテンツの企画・制作

ア 市の業務の目的等を理解し、より魅力的な内容となるよう企画立案を行うこと。

イ 大河ドラマにおけるターゲット層（歴史ファン、ドラマファン、歴史ファンのライト層）を設定し、ターゲットに響くコンテンツを企画すること。

ウ 企画段階で、映像コンテンツの具体的な構成案、出演者案、撮影スケジュール等を市と協議し、承認を得ること。

(2) 動画プロモーションの運営

ア 本業務を実施するにあたり、市と十分協議・調整を行うこと。

イ プロモーション活動の実施スケジュール（準備段階を含む）と運営マニュアルを作成し提出すること。

ウ 著名インフルエンサーや歴史解説者等の出演者選定・手配、多言語字幕制作、SNS アカウント運用、広告配信等、プロモーションに必要な一切の業務を行うこと。

エ イベント等を実施する場合、会場の借上げや資機材等の各種手配、事務手続き、設置及び撤去を行うこと。

オ 著作権、肖像権等、第三者の権利侵害が生じないよう十分に留意すること。第三者の権利を有する映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者から必要な許諾を得て、その費用は受託者が負担すること。

カ 事故防止対策等安全に配慮すること。

キ プロモーションに関して必要な資格・認証・許可等の取得手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

ク アカウント責任者及び当該業務の従事担当者を確保し、インターネットメディアや広告等について必要な知識と技能を有している者であること。

ケ 撮影を行う場合は、被写体となる施設等への撮影の申入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随する全ての業務を実施すること。撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）は、全て委託料に含まれる。

（３）効果測定及び報告

ア 成果指標（KPI）を設定し、その進捗状況や成果について市へ報告すること。ただし、最低設定すべき成果指標（KPI）は以下のとおり。

- ・合計視聴時間（YouTube）
- ・平均視聴時間（YouTube）
- ・動画再生回数（YouTube）
- ・エンゲージメント率（Instagram 等 SNS）
- ・リーチ数（Instagram 等 SNS）

イ 委託業務を終了したときは、次に掲げる書類を提出すること。

（ア）委託業務完了届

（イ）実績報告書（成果指標（KPI）を含む）

（ウ）記録写真（撮影風景、プロモーション活動状況等）

（エ）成果物データ一式（動画原本データ、SNS 投稿用素材、プロモーション記事等）

（オ）その他広報用制作物等本業務で作成、入手した資料等

6 業務の適正な実施に関する事項

- （１）個人情報保護 受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、和歌山市個人情報保護条例・同施行規則に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- (2) 守秘義務 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 委託業務実施に係る留意事項

(1) 基本事項

ア 受託者は実施内容を市と十分協議し、業務計画書を作成したうえで市の承認を得て企画運営業務を行うこと。

イ 受託者は、業務の執行にあたり、市と定期的な打合せを行うこと。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。

イ 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、和歌山市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中の者、和歌山市暴力団排除条例（平成 23 年和歌山市条例第 28 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない。

ウ 受託者は、業務を再委託に付する場合は、上記 6 業務の適正な実施に関する事項の（1）及び（2）の事項について、再委託の相手方に遵守させるとともに、その責任は受託者が負うものとする。

(3) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。

8 その他

- (1) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して企画業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、市と十分協議したうえで行うこと。
- (4) 本業務における制作物について、本市による無償の二次使用（ホームページへの掲載、他印刷物への掲載等）を認めること。
- (5) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする